



Title	漢の帝国運営と黄老道（上）
Author(s)	浅野，裕一
Citation	中国研究集刊. 1987, 4, p. 6-16
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61073
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

漢の帝国運営と黄老道（上）

浅野 裕 一

序 言

高祖による建国から武帝期の前半まで、黄老道は帝国を運営するための政治思想として、漢の朝廷に主導的地位を占め続けている。黄老道がかかる優位を保持するに至った理論的側面については、すでに筆者の私見を述べたことがある。¹⁾ 小論ではそれを承けて、黄老道に基づく統治が漢の皇帝や重臣によってどのように実施され、実際にいかなる有効性を発揮したのか、その現実政治における機能の諸相を考察してみる。

一

本章では、まず皇帝権力の側にとって、黄老道の統治がいかなる意義を持ちえたのかを検討する。

第一に挙げるべきは、黄老道の天人相関思想を奉ずる行為が、漢の法治にもたらす利点である。黄老道は、「禁を犯し理を絶たば、天誅必ず至る」（『経法』亡論篇）「天子うるも受けざれば、

反りて以て殃いに随う」（『十六経』兵容篇）と、災異説や天譴説を含む強烈な天人相関思想を説きつつ、「故を變じ常を乱し、擅まきに制して更^なども爽^はわば、心は是れを行わんと欲するも、身危くして殃い有り」（『経法』国次篇）「天の極に逆い、又た有功を重ぬれば、其の国家は以て危く、社稷は以て匡^{かたむ}き、事に成功無し」（『十六経』兵容篇）「欲を弛^はまにすれば法を傷る」（『称』）などと、自然法の客観性や実定法の中立性に背反する恣意的な専制支配を否定する。

これに法る行為は、漢王朝が、術的法による一律支配を貫徹せんとしたあげく、民心の離反を招いた秦の法治形態を否定し、²⁾ 漢の皇帝が上天・天道・鬼神などの自然法的權威に服従し、実定法的秩序を自然法的秩序の下位に従属させる君主であること³⁾ を、天下に明示する機能を発揮する。これにより、秦の否定者を標榜しつつ登場した漢は、その法治の面においても、秦の法術思想に取って替るべき、自己の新たな路線を獲得できた。⁴⁾ この時期の漢の皇帝は、「法令の吏民を妨ぐる者を省き、挾書の

律を除く」(『漢書』惠帝紀)「肉刑の法を除く」(『漢書』文帝紀)「獄を治むる者をして先ず寛に務め令めんと欲す」(『漢書』景帝紀)などと、法律や刑罰の緩和政策を推進するが、これも、実定法の性格を君主の主観的意志貫徹するための術としてではなく、何よりも国家・社会を運営するための客観的・中立的基準と見なす黄老道の法思想が、その理論的支柱となっていたと考えられる。

第二の意義は、黄老道を信奉する行為が、漢の皇帝権力を、皇帝であると同時に、上天より地上の統治権を委ねられた天子でもある、と位置づける点に存在する。これによって漢の皇帝は、「天に順う者は昌え、天に逆う者は亡ぶ。天道に逆うこと母ければ、則ち守る所を失わず」(『十六経』姓争篇)と、天子として天意に服従する義務を負う。だがその反面、「吾れ命を天より受く」(『十六経』立命篇)と、皇帝権力の正当性を上天の意志に根拠づけることも可能になる。そこで漢の皇帝は、秦の皇帝のごとく、ひたすら人為的功業によってのみ、絶えず権力の正当性を証明し続けねばならぬ重圧から解放される。すなわち漢の皇帝は、よしんば無為であっても、なおかつ天下に君臨しうるわけで、これこそ休息を求め、秦代の疲弊より脱せんと願う時代精神⁽⁷⁾に適合する権力理論であった。

第三は、天子として天に服従する姿勢を示す行為により、国内の人民に対する統治権が、最終的に皇帝に帰属することを経理論化できた点である。もとより王国内の人民を直接に統治す

る権限は、封建された諸侯王の側にある。だが天子でもある漢の皇帝には、「天の民を生ずるや、之れが為に君を置きて、以て之れを養治せしむ」(『漢書』文帝紀)と、「民の父母」(同)として天下の万民を養治すべき責務が、上帝より課せられている。そこで漢の皇帝が、「人主不徳にして、布政均しからざれば、以て天は之れに災いを示し、以て治まらざるを戒む」「日之れを食する有り。適は天に見わる」(意うに朕が政に失する所有りて、行いに過ち有るか)(同)などと、災異に恐懼し、天の譴責に従順な姿勢を過剰なまでに演技すればするほど、それは、王国内の人民に対する皇帝側の最終統治権を再確認する効用を発揮する。漢の皇帝は、「賦を省かんと欲するや甚だし」(『漢書』高帝紀)「其れ農民に今年の租税の半ばを賜え」(同・文帝紀)「献を受けず、太官を減じ、繇賦を省く」(同・景帝紀)「天下の民の当に父の後為るべき者に爵一級を賜う」(同・文帝紀)などと、田租・労役の減免や人民への賜賚といった恩徳賜与を手段に、諸侯王の封国統治権の障壁を乗り越えて、王国内にも自己の統治を及ぼさんとするが、そうした皇帝による王国内の人民への直接介入を、黄老道の君主論が正当化していたのである。

第四の意義は、以上の諸点とも関連するが、上天(父)―天子(子)、天子(父母)―民(子)といった、二重の擬制的親子関係によって、血縁による帝位世襲が抱える理論的弱点を、曲がりなりにも補強できた点である。そもそも秦の打倒は、圧政に蜂起

した天下全体の協同事業であった。そして劉邦は、その最大の功勞者であったが故に、群臣に推戴されて帝位についた。とすれば、個人的功績によって獲得した帝位を、無功のわが子に世襲させる方式は、協同事業の参加者全員に対する背信行為とも受け取られかねない。漢家が上天より受命したとの権力論は、たしかにこの弱点を補う効力を持つ。

だがそれにしても、上天からの指名が、劉氏もしくは特定の皇帝個人に限定され、固定されるべき必然性は、それだけではうまく理論化しがたい。そこで皇帝側は、諸侯王の封国世襲との関連づけや、長子たる民への賜爵、郡国廟の設置など、血縁による家産相続が上は皇帝から下は庶人までを貫く漢の公的原理であるとする方向で、帝位世襲を正当化する努力を払う。しかし後者の施策も、所詮は前者と異質な私的性格を払拭し切れず、それを何らかの形で前者と結合させ、両者の間を調停して、より公的正当性を高める必要が生じてくる。

かかる要求に応えるのが、前記の擬制的親子関係である。「民の父母」（『漢書』文帝紀）たる天子が、「天下を以て一家と為す」（同）精神に基づきつつ、上天より委託された天下の万民を養治する行為は、上天より受命した高祖の遺志に忠実である点で、血縁上の父祖に孝であるが、それはそのまま、天子として上天の命に忠であることにも繋がる。このように理論づけるならば、孝子なるが故に、血縁によって高祖の個人的功業の遺産たる帝位を相続した皇帝は、まさしくその継承行為自体によつ

て、改めて上天より天子としての地上統治権の更新を公的に保障される。

したがって漢においては、孝は単に民間の血縁的倫理にとどまらず、天と結合した形で、帝位世襲なる公的国家体制の支柱ともなる。漢の皇帝が、高祖より帝位を相続した二代目以降、孝惠帝・孝文帝・孝景帝・孝武帝と、諡名に孝の一字を冠したり、孝子を表彰・登用したりして、孝を全国家的徳目へと昇格させて行った背景には、こうした漢特有の事情が作用していた。

第五の意義は、「夫れ時に並びて民功を養い、徳を先にして刑を後にし、天に順う」（『十六経』親篇）と説く黄老道に依拠する統治が、刑と徳（文・武や剛・柔とも換言される）の使い分けを上天・天道の指示として正当化し、時勢の変化への柔軟かつ機敏な対応を可能にした点である。これによって漢の皇帝權力は、秦のごとき硬直した嚴刑主義の弊害を巧みに回避し、「漢家は自ら制度有りて、本より覇・王の道を以て之れを維う」（『漢書』元帝紀）と、王朝折衷路線で帝国を運営できたのである。

第六の意義としては、漢の皇帝が単に皇帝であるだけにとどまらず、同時に天子でもあったことによって、対匈奴和親策をはじめとする柔軟な辺境政策が可能となった点が挙げられる。秦の場合は、全世界をただ一人で直轄支配する実績が、皇帝たる必須の要件とされていたため、理論的に秦以外の国家組織を許容できず、四方に外征軍を派遣して、完全に郡県化しなければならぬ事態を招いた。

これに反して漢の皇帝は、中国世界内部の統治を上天より命ぜられた者、すなわち天子の資格において、同じく上天より匈奴世界内部の統治を命ぜられた者としての単于に対し、敵国の礼を取ることが可能となる。また南越王趙佗の封建に見られるように、天子として諸侯王を封建する性格を利用して、形式的臣従のみによって、漢以外の国家組織の存在を容認することも可能であった。

高祖が匈奴討伐に失敗して不利な和約を余儀なくされたり、文帝の匈奴親征の隙を衝いて済北王が反乱を起こすなど、この時期に強硬な辺境政策を実施することは、国家財政を破綻させ、諸侯王の反乱を誘発して、漢の皇帝権力の基盤を覆しかねない危険を孕んでいた。したがって、皇帝と天子の性格を適宜使い分ける行為により、大規模な外征を回避できる理論的支柱を得たことは、本格的な対匈奴戦がまだ不可能な状況にあったこの時期の皇帝権力に対し、測り知れぬ利便をもたらしたのである。

漢帝国は、自らが滅した秦帝国とは本質的に異なる出自を持ち、秦帝国のように、商鞅・韓非流の法術思想を振りかざして全土を直轄支配することは、そもそも不可能な状態にあった。そして前述の諸点は、漢が独自の歴史的条件を背負いながら、郡県と王国・侯国とが錯綜する複雑な内部構造を抱えた帝国を運営して行く上で、皇帝権力の側に多大の利便をもたらした。

注目すべきは、これらがいずれも皇帝と天との関係を基軸としている点である。つまり上述の利点は、すべて皇帝権力と天とを連結する理論によってもたらされたのである。とすれば、この意味からも、天との関係を断ち切ったまま権力論・統治論を展開する法術思想は、この時期においては、漢帝国の中心的政治思想とはなりがたかったと言わねばならない。また当時の儒学は、聖人の受命に固執して、黄老道のような軍事的勝利者の受命理論を持たないなど、天人相関思想の理論的整備が不十分であり、かかる時代的要請に応えるには、いまだ力量不足であった。

したがって、漢帝国の基礎を固めるべき困難な時期にあって、天より受命した帝王が、天の意志を奉じて天下を統治する政術を説く黄老道こそは、その政治論が封建制を前提としている点と相俟って、秦の皇帝とはまるで異なる歴史的条件下に出発した漢の皇帝権力に、天と皇帝とを連結して独自の理論的支柱を与えうる、政治思想として最適の性格を備えていたと言える。

ここで、この時期の歴代皇帝と黄老道の関わりを簡略に振り返ってみると、高祖の場合は、一介の処士の頃から「黄帝老子の術を治め」（『漢書』張陳王周伝）いた陳平や、高祖の五年に黄老道を採用して斉を統治しはじめた曹参が、常に謀臣として高祖を補佐している。つぎの恵帝の代には、二年から五年にか

けて、黄老家の曹参が宰相となり、病弱な皇帝を支えて政務を切り盛りしている。そして恵帝の六年に曹参が没したのちは、やはり黄老家の陳平が後任の丞相を務めて、恵帝を補佐している。

また、呂氏の乱鎮定後に即位した文帝の場合は、「孝文は道家の学を好む」（『史記』礼書）と、皇帝自身が道家思想、すなわち当時にあつては黄老の学を信奉している上に、皇后は熱烈な黄老道の保護者として有名な、後の竇太后であつた。しかもこの文帝に丞相として仕えたのが、同じく黄老家の陳平である。

さらに景帝の代になると、景帝は一貫して黄老好みの母・竇太后、及び竇氏一族の強い影響下にあり、老子の言を学んだ直不疑を御史大夫に登用したり、黄老道を好んだ鄭當時を、後の武帝である太子の舍人に任命したりしている。

最後に武帝の場合には、自らが「竇太后は黄帝老子の言を好み、帝及び太子・諸賢も、黄帝老子を読みて其の術を尊ばざるを得ず」（『史記』外戚世家）との環境の中で成長しており、黄老道の信奉者であつた汲黯が重臣として皇帝を補佐し、やはり黄老家であつた鄭當時も、九卿・右内史・大司農などの要職を歴任している。おまけに祖母たる竇太后は、黄老道の擁護者として、依然朝廷に絶大な影響力を振っており、彼女の生存中は武帝もその意向に逆らえぬ状況が続いた。

このように、濃淡の差はあれ、この時期の歴代皇帝は、黄老の徒を国家の要職につけ、大なり小なり黄老道による統治を実

施してきた。そして前述のごとく、かかる現象の背後には、漢の皇帝権力が黄老道と手を結び、黄老道がもたらす効用に依拠しながら帝国を運営すべき、各種の歴史的要因が存在していたのである。

二

本章以降では、皇帝に仕えて実務を担当した重臣たちの側から、黄老道の統治がこの時期に有した意義を考察してみる。

漢の重臣たちの中で、最初に黄老道に基づく統治を実施したのは、高祖の謀臣・曹参である。高祖は庶出の長子劉肥を斉王に封ずるとともに、曹参を斉の相国に任命して、若年の悼恵王を補佐させた。陳豨が漢に叛旗を翻すや、曹参は斉の相国として討伐軍の指揮を取り、陳豨の部将・張敖の軍を撃破する。さらに黥布が背いた際も、悼恵王に従って出撃し、車騎十二万の兵力を率いて高祖の本軍と合流し、黥布の反乱軍を大破する軍功を挙げる。前一九五年に高祖が没するまで、曹参はその傑出した知謀と軍事的才能を駆使して、斉王に漢屈指の藩屏たる重責を見事に果たさせていたのである。

高祖が没して恵帝が即位すると、諸侯の相国の法が除かれ、曹参は改めて斉の丞相に任命される。かくして曹参は、相国・丞相として、九年に亘り斉を統治し続けたのであるが、彼は着任直後に黄老道の採用に踏み切り、それを斉国統治の指針としている。

參之相齊、齊七十城。天下初定、悼惠王富於春秋。參盡召長老諸先生、問所以安集百姓。而齊故諸儒以百數、言人殊、參未知所定。聞膠西有蓋公、善治黃老言、使人厚幣請之。既見蓋公、蓋公爲言治道貴清靜而民自定、推此類具言之。參於是避正堂、舍蓋公焉。其治要用黃老術、故相齊九年、齊國安集、大稱賢相。（『漢書』蕭何曹參傳）

蓋公が曹參に伝授した黄老道の統治法は、「治道は清静を貴びて民自ら定まる」ことを基本理念とするが、「此の類を推して具さに之れを言う」との内幕は、この資料だけでは判然としな

い。
その実態をより具体的に窺わせるのは、以下に示す彼の発言である。

蕭何薨、參聞之、告舍人趣治行、吾且入相。居無何、使者果召參。參去、屬其後相曰、以齊獄市爲寄、慎勿擾也。後相曰、治無大於此者乎。參曰、不然。夫獄市者、所以并容也。今君擾之、姦人安所容乎。吾是以先之。（同）

蕭何の死により、曹參が中央の相國に転出する際、彼は後任の齊相に「齊の獄市を以て寄と爲し、慎みて擾すこと勿れ」と言い置く。この場合の獄とは裁判所を、市とは市場を指す。裁判所や市場は、雑多な人間たちが群がり寄ってくる場所である。当然その中には、裁判所や市場を舞台に、不当な民事訴訟や不正な商取り引きによって、汚ない利益を得ている者たちが混じっている。しかし、だからといって法律を厳格に適用して彼らを

取り締まり、獄市から排除・一掃しようとしてはならない。そもそも獄や市は、善人だろうと悪人だろうと一緒に包み込んで、それぞれに生計を立てさせて行くべき場である。もし一切の不正を許容せぬ峻酷な法治によって、姦人たちを裁判所や市場から締め出したりすれば、生活の手段を奪われて窮迫した彼らは、破れかぶれの騒乱に最後の活路を見出そうとするであろう。だから多少の不正には目をつぶってでも、民間の自律的秩序を温存し、獄市に無用の混乱を引き起こさぬことが肝要だと言っている。

これは、九年に及ぶ齊國統治の実績に裏付けを持つ発言で、黄老道の統治の一環として、曹參が嚴密・繁瑣な法治を避け、善惡併せ容れる寛大な法治を実施していたことを示している。こうした統治の基本方針は、彼が中央政府の宰相となったのちも継続される。

始參徵時、與蕭何善。及爲宰相、有隙。至何且死、所推賢唯參。參代何爲相國、舉事無所變更、壹遵何之約束。擇郡國吏長大、訥於文辭、謹厚長者、卽召除爲丞相史。吏言文刻深、欲務聲名、呬斥去之。（同）

新たに要職についた者は、何かと新基軸を打ち出して、とかく前任者とは違った特色を出したがるものである。蕭何が定めた漢律は、基本的に秦律を踏襲しており、たとえ実際の運用が秦代より相当柔軟であったとしても、条文の規定自体には、秦の苛酷な法治に逆戻りしかねない危険な要素を多く残している。

したがって、黄老道を信奉する曹参の立場から観れば、修正の要を感ずる部分が多々存在したはずである。蕭何が中央の宰相となり、曹参が斉相となるに及び、以前は良好だった両者の關係にひび割れが生じたのも、たとえ自ら打倒した秦の遺制に依拠してでも、早急に国家としての体裁を整えんとする蕭何と、赴任先の斉で黄老道に染まった曹参との、思想的立場のずれが背景にあったと考えられる。

それにもかかわらず、彼が蕭何の制定した九章律に敢えて改変を加えようとしなかったのは、相国交替に伴い漢の統治方針が動揺しているのではないか、との不安を人心に与える事態や、朝令暮改が引き起こす広汎な混乱を回避せんと図ったからであろう。かくして形式面には手を付けなかった代りに、曹参は人事の方針を変更する術策を用いて、実質的に蕭何の路線に軌道修正を施している。

彼は「郡国の吏の長大にして、文辭に訥たりて、謹厚なる長者を挾び」、漢の丞相たる自己の属僚に拔擢する。これと並行して、法律の条文に繁瑣な解釈を加え、修辭を凝らして巧妙に告発状や判決文を作り上げ、姦人摘発の功績を挙げんとする官吏は、片っ端から解任して配下より一掃してしまふ。

法律や刑罰を自己の名聲獲得・立身出世の道具に利用せんとするのは、そもそも行政官としては動機が不純だとしなければならぬ。したがって、いかに正義の実現に敏腕を振るう能吏であるかのように見えても、そうした法吏の功名心は「清」とは

称しがたく、また殊更に罪人を増やして獄市を騒がす点では「静」ではあり得ず、己れの榮達的手段と化した法の運用が、客観性・中立性を欠く作為である点では、もとより「無為」でもない。

曹参が蓋公より学んだ黄老道的統治は、上に立つ為政者が清静を尊重すれば、下々の民は、厳しく取り締まらずとも、無為の中に自然と治まる、と説いていた。この基本精神に基づき、曹参は辣腕型の酷吏を帝国の中樞より排除する一方、寛大に清濁を併せ呑む長者型の人材を要路に配置し、彼らの茫洋とした人徳によって、秦律の苛酷さを多分に宿す漢律の機能を、内部から緩和し骨抜きにせんと図ったのである。もとより総元締めは曹参自身も、「参は人の細過有るを見るも、之れを掩匿覆蓋して、府中無事なり」(同)と、率先してかかる統治形態を実演して見せている。

彼は、卿・大夫以下の高官や賓客が政見・政策を胸に訪れて来ても、徹底的に酒を飲ませては、片っ端から酔いつぶし、ついに自説を開陳させずに帰らせる。また丞相府の官吏たちが、連日連夜、泥酔しては乱痴氣騒ぎを繰り返して、彼らを制止してくるよう求められても、自ら酒を飲み高歌放吟して、かえって連中に調子を合わせる始末であった。

たまりかねた恵帝は、若年の自分を軽く見て、曹参がまともに政務を執らぬのではないかと疑い、曹参の息子を介して真意を探り出そうと図る。そのとき曹参は、「高皇帝は蕭何と天下

を定め、法令既に明らかに具わる。陛下は垂拱し、参等は職を守り、遵いて失うこと勿ければ、亦た可ならずや」(同)と答える。すなわち、高祖と蕭何とがすでに漢の基本的な国家体制を確定した以上、能力的に二人より劣る恵帝と自分とのコンビは、ひたすらその枠組みを順守し、彼らの亜流に甘んずればよいと言うのである。

「参は相国為ること三年にして薨す。諡して懿公と曰う。百姓之れに歌いて曰く、蕭何は法を為りて、觀らかなること一を画くが若し。曹参は之れに代りて、守りて失うこと勿し。其の清靖を戴きて、民は以て寧壹たり」(同)との死後の評価は、先の彼自身の発言と符節を合しており、これを顔面通りに受け取るならば、曹参は蕭何の忠実な追隨者でしかなかったことになる。だが、もとよりこれは、計算された彼の対外的演技に過ぎない。

そもそも漢は、何らの国家的前身をも持たず、劉邦を首領とする私的な軍事集団が、軍事的勝利によって樹立した政権である。かかる出自の漢が、にわかに天下全体を統治する国家としての公的体制を組織せんとすれば、好むと好まざるとにかかわらず、前代の秦に依拠せざるを得ず、戦乱のさ中、蕭何が咸陽の宮殿よりいち早く秦の丞相・御史の律令・圖書を搬出したのも、こうした事態を見越しての処置に他ならない。

もとより漢は、秦の否定者を名乗り、わが手で秦を打倒したることによって成立した国家であるから、いかに蕭何と雖も、秦

滅亡の原因となった硬直した法治への逆行を意図したわけではない。だからこそ蕭何も、「漢は秦制を承けて、蕭何は律を定め、参夷・連座の罪を除き、部主見知の條を増し、事律の典・廐・戸三篇を増し、合して九篇と為す」(『晋書』刑法志)と、秦律の惨酷な部分を削除するなどの修改を施した上で、九章より成る漢律を制定したのである。だが、法律を繁瑣・厳密に運用して検挙・断罪の実績を増し、利権者との名声を得て栄達せんと望むのは、体制のいかんにかかわらず、止みがたい法吏の習性である。これと、早急に国家的体裁を整えなければならぬとの時代的要請とが合体するとき、末端においては、秦代と大差ない法治が現象化する。

そこでこうした傾向の増長を放置すれば、そこには漢が秦の二の舞いを演じかねぬ恐れも生じてくる。ただでさえ諸侯王の反乱が統発している状況の下では、漢の法治への民衆の不満が各地で騒乱や政争を引き起こし、その政情不安を反乱軍が利用したりすれば、建国して間のない漢が、一挙に崩壊する危険性すら想像しうる。天下を圧する威容を誇った秦帝国のあつけない瓦解を眼のあたりにし、かつ秦とはまるで異なる漢の生い立ちを熟知する曹参としては、「衣食足りて刑罰必するなり」(『経法』君正篇)「故を変じ常を易え、徳は則ち有ること无ければ、刑を措くも当らず」(『十六経』姓争篇)「王公は令に慎みて、民は由る所を知る」(同・三禁篇)とする黄老道の立場から、蕭何の統治とは異質な要素を導入して、そうした危険を未然に

押さえ込まなければならない。清静・無為を尊ぶ黄老道の採用や、長者型の官僚を登用しての徳治による法治の緩和、新事業への着手や、政見を異にする要人同士の政争、綱紀の肅清などが引き起こすであろう無用の騒乱の回避、といった曹参流の統治は、そのために仕組まれた巧妙な対応策であった。

とすれば、「日夜酒を飲み」事を治めざる(同)怠惰な装いの下には、漢の現在と未来を洞察する、曹参の深謀遠慮が秘められていたとしなければならぬ。父の苦心の演技を見破れず、恵帝の命ずるままに、怠慢な執務ぶりを批判した息子に激怒し、二百も笞打ったあげく、「天下の事は乃が言を当つる所に非ず」(同)と叱りつけた言動からも、無為・放蕩を演じつつ、困難な政局を人知れず舵取りする、彼の苦衷のほどが伝わってくる。

曹参は、相国交替に伴い漢の統治方針が変化したとの人心不安を生ぜぬよう、ひたすら蕭何の才能を讃え、己れの無能を自認する言辞を盾に、表向きは蕭何の路線継承を標榜しながら、その陰で巧妙に統治方針の変更を実行したのである。まさしくこれは、「無為にして為さざるは無き」(『老子』第三十七章)統治の見本であり、この意味では、「曹参は之れに代りて、守りて失うこと勿し」との合唱は、曹参に対する最大の讃歌だったと言える。

もとより蕭何も、黄老道を奉じ、矛盾や対立を無為の中に溶暗させて行く曹参流の帝国運営が、今後の漢に重要な意味を持つことは認めており、だからこそ彼は、それまでの間隙を越え

て、死に臨んで曹参ただ一人を後任の相国に推薦したのである。そして一方の曹参も、枯木に花が咲いたような建国直後の状況では、秦の遺制を手本にししながら国家体制を明示して行く、蕭何流の帝国運営しか選択の余地がなかったことは、充分に承知しており、そうであればこそ、蕭何が定めた国家体制に、少くとも表面上は改変を加えなかったのである。

状態の変化に応じて巧みに刑と徳を併用せよとは、黄老道の重要な主張であった。国家の構図を明確に線引きしようとする蕭何と、その輪郭を残しながら努めてその内実を曖昧にしようとする曹参は、暗黙の中に刑と徳を役割分担する形で、この困難な時局を乗り切らんとしたわけで、二人の絶妙な政權交替自体が、そのまま黄老道の統治の体現であったと言えよう。

注

(1) 拙稿「黄老道の政治思想——法術思想との対比——」
(「日本中国学会報」第36集) 参照。

(2) 長沙馬王堆漢墓より出土した『経法』『十六経』『道原』
『称』の四種の古佚書が黄帝書と考えられる点や、黄帝書が説く天人相関思想の内容については、拙稿「道家思想の起源と系譜(上)(下)——黄老道の成立を中心として——」(「島根大学教育学部紀要」第14・15巻) 参照。

(3) 秦の法治が抱えていた弱点については、拙稿「秦帝国の

法治主義——皇帝と法術——」（「島根大学教育学部紀要」第17巻）参照。

（4）先秦の法家思想の中に、法術思想の理論とは性格の異なる道法思想の系統が存在し、それが黄老道の法思想を形成していた点については、拙稿「道法を生ず——道法思想の展開——」（「島根大学教育学部紀要」第16巻）参照。

（5）秦の皇帝権力の性格については、注（3）の拙稿参照。

（6）「孝惠皇帝高后之時、黎民得離戰國之苦、君臣俱欲休息乎無爲。故惠帝垂拱、高后女主稱制、政不出房戶、天下晏然、刑罰罕用、罪人是希、民務稼穡、衣食滋殖」（『史記』呂后本紀）

（7）「漢興、接秦之敝、諸侯竝起、民失作業而大飢饉。凡米石五千、人相食、死者過半」（『漢書』食貨志）

（8）その詳細については、拙稿「秦の皇帝観と漢の皇帝観——「秦漢帝国論」批判——」（「島根大学教育学部紀要」第18巻）参照。なおこうした神秘主義は、瑞兆であれ凶兆であれ、天象を皇帝権力を正当化する方向で利用することを可能にするが、一方では帝位を篡奪する方向での利用をも可能にする。したがって武帝以降の皇帝が、自己の権威発揚のために神秘主義を濫用した行為は、王莽による帝位篡奪の遠因ともなっている。

（9）この点については、注（8）の拙稿参照。

（10）文帝がこれを憂慮したことについては、注（8）の拙稿参

照。

（11）その詳細については、注（8）の拙稿参照。

（12）郡国廟は、「令郡諸侯王立高廟」（『漢書』惠帝紀）と、惠帝の元年に高祖廟を設置させたのが始まりである。皇帝の所領たる郡で先帝を祭祀するにとどめず、すべての王国においてまで祭祀させた意図は、諸侯王の家産たる封国が初代皇帝劉邦より分与されたことを再確認させ、皇帝位の血縁世襲と王位の血縁世襲とが、同一の原理に基づく点を強調するところにあろう。

（13）黄老道の刑徳併用理論の詳細については、注（1）及び注（2）の拙稿参照。

（14）その理論的必然については、注（3）及び注（8）の拙稿参照。

（15）その詳細については注（8）の拙稿参照。

（16）その歴史的経緯については、注（8）の拙稿参照。

（17）この点の詳細については、注（3）及び注（4）の拙稿参照。
（18）戦国期の儒学がどの程度の天人相関思想を備えていたのかに関しては、拙稿「帛書「五行篇」の思想史的位置——儒家による天への接近——」（「島根大学教育学部紀要」第19巻）参照。

（19）この点については、注（1）の拙稿参照。

（20）『風俗通義』正失篇では、「文帝本修黄老之言、不甚好儒術。其治尚清静無爲」と、明確に黄老道と断言してい

る。また司馬談「六家要旨」中の道家の学も、その内容から黄老道を指すことが明白である。

(21) もともと曹参は沛の獄掾であつたから、こうした事情にはとりわけ精通していたであらう。

(22) 『老子』に「善人者不善人之師、不善人者善人之資」(第二十七章)「聖人無常心、以百姓心爲心。善者吾善之、不善者吾亦善之」(第四十九章)「道者萬物之奥、善人之寶、不善人之所保」(第六十二章)などとおることは、こうした政策の理論的支柱となるであらう。

(23) 「省法令妨吏民者、除挾書律」(『漢書』惠帝紀)「前日孝惠皇帝言欲除三族皐妖言令、議未決而崩。今除之」(同・高后紀)「盡除収帑相座律令」(同・文帝紀)などと、以後数次に亘って苛法を廃止した事実が、こうした推測を裏

づける。

(24) この点については、大形徹「漢初の黄老思想」(『待兼山論叢』23)に既に指摘があり、小論も大形氏の論考に裨益されるところが大であつた。

(25) したがって、漢律が秦律を踏襲したことを論拠に、秦と漢とが性格を同じくする帝国であるとする主張には、無理がある。

(26) 二世皇帝が始皇帝の事業継続を強行して秦の滅亡を早めることが曹参の脳裏にあり、これも惠帝に「垂拱」を勧める方向に作用したであらう。

(27) 「蕭何沛人也。以文母害爲沛主吏掾」(『漢書』蕭何曹参伝)と記されるごとく、元来は蕭何も苛細な法治を好まぬ体質の人間であつた。